

韓国の学校教育制度

— 教員養成制度を中心に —

黄 義 一*
翻訳 林 富 烈**
監修 畑 克 明***

Translator Ui-il HWANG
Editor Bu-Yeul IM
Katsuaki HATA
School Education System in Korea—Especially on Teacher Training

[キーワード：韓国の教育制度、韓国の教員養成制度、韓国の教育改革、
韓国の教育大学校と師範大学、韓国教育大学校の教育課程]

I 教育制度改革の実施

韓国は、1995年5月31日に、21世紀に備えるべく、次のような画期的な教育改革を断行した。

1 新教育体制樹立のための教育改革方案

(1) 開かれた教育社会、生涯学習基盤の構築

情報化・世界化時代の到来とともに、知識・情報の量は激しく増加し、その生産と消滅の周期が非常に速くなっている。そのため、今は、すべての国民に生涯学習の機会を保障することが各個人の成功的な生のために切実に必要になっている。だれもが、いつでも、どこでも、願う勉強ができるような開かれた教育体制の基盤を築くことは、時代の要請である。そのための制度的基盤として、いつでも、どこでも、個人の履修した課程を評価して、単位として認定し、学位の取得もできるようにする単位バンク制、学生が願う時間に勉強ができるようにする時間制登録制等を樹立する。それとともに、先端通信媒体を活用した遠隔教育体制の構築、学生の転・編入学の許容、専攻履修単位数の縮小、学校と社会教育機関のプログラムの多様化等を推進する。技術的基盤の構築のためには、だれもが、いつでも、どこでも、願う学習資料や教育情報を求めることができるように「国家マルチメディア教育支援センター」を設置運営する。

(2) 大学教育の多様化と特性化の保障

画一的な大学体制、研究の活性化を促すことができな

い条件と風土、勉強しなくても済むような学事運営、効率的な大学運営を妨げている色々な画一的な政府体制等により、大学の質的水準は世界的水準から大いに差をつけられている。この点にかんがみ、社会の各分野から要求される多様な資質・能力を備えた人材を養成することができるように、大学の模型を多様化し、特性化する。それだけでなく、大学の定員と学事運営を自律化し、設置基準を多様にして、この基準に従った多様な大学の設置を可能にする。大学教育の質的優秀性の向上を図るために、世界水準の先端学術情報センターを設立し、世界的水準の研究が可能になるように支援を強化し、大学評価に基づく調整等の行・財政支援体制を確立する。

(3) 初等中等教育の自律的な運営のための「学校共同体」の構築

現在、初等中等学校では、学校運営の自律性が不足し、学父母の学校運営への参加が十分でなく、単位学校の自律的自治がなされていない。教育における住民自治の精神を具現し、単位学校の自律性を拡大して、学校教育の効果を最大限のものにするために、教職員、学父母、地域社会の人士等が自発的に責任をもって学校を運営する「学校共同体」の構築が切実な課題となる。

単位学校の教育自治を可能にし、地域の実情と特性にあった多様な教育を創意的に行うことができるように、各単位学校に「学校運営委員会」を設置運営するようにする。また、学校共同体が願う「校長並びに教師招聘」を実現する。

* 韓国・釜山教育大学校教育学科

** 韓国学園（島根大学講師）

*** 島根大学教育学部教育学研究室

(4) 人性及び創意性を養う教育課程の編成

学生のすべての活動事項を「総合生活記録簿」に記載し、学生選抜時に選考資料として活用するようにする。そして、家庭教育とも連携して、幼児教育の段階から人性教育を強化するとともに、マスコミの教育的機能を強化するようにする。

学生の多様性を重視する教育課程の編成と教育方法を通じて、創意性を伸ばし、自己主導的な学習態度を養い、情報化時代における開かれた教育社会の中で、人生と学習をともに楽しめるようにすると同時に、自我実現の極大化を図る。

(5) 国民の苦痛を減らすような大学入学制度の実現

現行大学入学制度は、画一化された暗記を主とした入試準備教育を助長しており、人性教育は教育現場から消えている。加熱した課外（学習）の現状により、学校教育は空洞化の傾向が現れており、学父母の私教育費の負担は加重されている。

国・公立大学は国家が提示する基準により学生を選抜し、一方、私立大学は初等中等教育の正常化、国民の私教育費の負担軽減等の原則の下に、学生選抜の基準と方式を自律的に決めるようにする。そして国・公立大学は、必須選考資料として生活記録簿を使用し、選択選考資料として受験能力試験（受能試験）、論述試験、面接試験、実技試験等多様な選考基準を設ける。これらの選考資料に基づき学生を選抜することにより、学校教育の正常化を誘導し、加熱した課外（学習）を緩和させるようにする。

(6) 学習者の多様な個性を尊重する初等中等教育の運営

画一化された学校体制と学生選抜方式は、学生の多様な潜在能力の開発を阻害している。新しい形態の、多様で特性化した高等学校の設置ができるように、高等学校設立準則主義を導入する。

また、学校教育の結果と行・財政支援の連携を強化して、学校の質の向上を図るようにするとともに、初等中等学校の学生選抜方式を改善して、学生に学校選択権を与えるようにする。

(7) 教育供給者に対する評価及び支援体制の構築

学校が自律的・創意的に教育の質を向上させ、良質の多様な教育サービスを提供することができるように、各種規制を最小化するため、「規制緩和委員会」を設置運営する。また、教育課程評価のための専門担当機構を設

置し、教育課程の開発・評価とあわせて学校運営を評価し、その評価結果と行・財政支援との連携を強化し、教育機関の債務性を強調することによって教育の質の向上を図る。

(8) 品位ある有能な教員の育成

現在、過度の予備教員の量産と専門性の不足により、教職に対する社会的評価が低だけでなく、優秀な人材を教職に誘致しがたい状況にある。

未来社会の主役を教育する有能な教員を養成・誘致し、教員が高い誇りと使命感をもって教育活動に専念することができるように、教員養成及び人事制度の改編が切実である。教師の学力をより専門化し、研修の活性化を図る。

週当たりの責任授業時数制を導入し、実質的に教員の待遇改善を図るようにする。

能力中心の人事制度を確立する。

(9) 教育財政のGNP 5%の確保（1998年までに）

教育は国家の核心的社会資本である。国家の力と富、個人の生活水準の程度は、国民の知的資産により決定される。

一学級当たり40～50余名の学生を黒板と教科書にのみ依存して教育するという状況の中では、情報化・世界化時代が要求する教育を実現することはできない。

それにもかかわらず、私教育支出は増加の一方をたどり、GNP 6%の規模に達しており、これにより所得階層別の教育機会の不均等が深化しつつある。

この点にかんがみ、1998年までに、教育財政のGNP 5%を確保し、公教育への投資を拡大させるようにする。

2 教育改革実施の理由

それではなぜ上述のような教育改革を断行せざるをえなかったのだろうか。これについては、次の理由があげられる。

(1) 量的成長中心の教育の問題

韓国の教育は、このままではいけないのである。これまでの量的成長中心の教育では、高度の創意力と高い品格を備えた人間を要求する未来の新韓国人を育てあげることではできない。

それでは、何が問題なのであろうか。一言でいうと「暗記を主にした入試教育」である。校門を出るとすぐ

に忘れてしまうしかない断片的な知識だけを暗記する、現実からかけ離れた教育が問題なのである。

韓国のように教育熱が高い国は少く、また韓国の学生ほど勉強に悩まされる国もないにもかかわらず、仕事場では「不良品」人材と判定されるのが我々教育の実情である。

(2) 入試地獄の中に埋もれた創意性

学生たちは学父母の期待に応えるために「入試地獄」に住んでいる、といっても過言ではない。それに加えて、実際には選択の余地がない必修科目が、他のどの国よりも多い。このような状況では、学生各自の個性を生かし、創意的な考え方を育てることは非常に困難である。

周辺のことや人生に対する好奇心と質問で充満された子どもたちに、ただ一つの正しい答えを要求する。客観式試験の準備のための画一的で一方的な、講義を主とした授業の中で、自発的な探究活動と質問が抑制されている。このような状況において、学生の多様な能力と適性を啓発し、創意性を伸ばす教育を望むことは、贅沢な注文でしかない。このような教育体制に長く留まれば留まるほど、それだけ創意力と思考力は低下するしかない。

このような教育体制をそのままにして、ニュートンのような科学者、ピカソのような芸術家、エジソンのような発明家、ビルケルツのようなコンピュータの天才が生まれることを期待するのは、「木に縁って魚を求める」と同じである。

(3) 安売りの学校教育と過度の私教育費

我々の経済と社会は、過去30余年間、兎のように走ってきたが、国家発展の原動力である教育は、累積した寡少投資のもと、亀のように這ってきた。

世界各国が、人工衛星と先端技術を駆使して、21世紀教育を行っている今日、我々はチョークと黒板にのみ依存する19世紀教育を行っている。学校教育に投資する教育財政が貧弱で、我々の学校と教育施設は前近代的水準に留まっており、教師に対する処遇は相対的に非常に低い水準のままである。一言でいえば、韓国の経済水準は、今日、世界12位圏に近づいているが、教育の条件は、恥ずかしいことに世界下位圏に留まっているのである。

このように学校教育が不実化している現実の中で、学父母は過度の私教育費に悩んでいる。全国民が年間支出する私教育費の規模は継続して増加しており、最近の調査によれば、それは、教育財政の規模をはるかに越えている。(註)

(註) 1994年の教育予算は11兆5,595億ウォン、GNPの3.8%であるのに対し、私教育費の総額は17兆4,640ウォン、GNPの5.8%であった。

(4) 画一的な規制を主とした教育行政

我々の教育は、硬直した行政の規制に縛られて、画一的に運営されてきた。その結果、学校の自律性は極度に制限され、多様な教育プログラムを学生に提供することができなかった。そのため、学生の多様な資質と創意性を養う条件があまり整わなかった。

結局、教育供給者の便宜中心の、硬直した教育だけが学校に存在し、画一化した教科書を主にした、安売りの暗記教育のみが生き残ることとなったのである。

(5) 入試を主とした教育による道徳教育の欠如

入試を主とした教育の病弊は、大学教育に対する過剰欲求にその根源がある。

大学入学希望者が大学の収容能力をはるかに越えることによって現れる大学の渋滞現象は、大学入学競争を煽ることとなり、それが初等中等教育を非正常化させてきた。教育の過程で現れるべき、教えることの喜びと、習うことの楽しみが徹底的に無視され、試験点数で表現される結果をまって熾烈な競争に陥っているのである。

人性・道徳教育の欠如は、まさにこのような入試を主とした教育の副産物である。暗記を主とした教育の中で、格調高い人格を開発し、正しく、美しく生きていく、実践を主とした道徳教育は、その立場を失ったのである。

II 学校教育制度

1 学制の全体構造

韓国の学制の全体構造は図1のとおりであるが、その主流ないし骨格をなしている基本的学制は、6-3-3-4制の学校教育制度である。これは、初等学校-中学校-高等学校-大学校と連なる系統及び段階より成り立っており、その総教育年数は16年である。この中で、例外的なものは、専門大学及び、予科2年と本科4年とを合わせて6年の修業年限をもつ医科大学・歯科大学である。

このような基本的学制を補完する、社会教育的性格をもつ特別学制として、公民学校、高等公民学校、技術学校、高等技術学校、産業体付属中・高等学校、放送通信高等学校、放送通信大学、特殊学校、各種学校があり、

これらは、正規の学校の教育課程に準じた教育を実施している。

このように韓国の学制は、おおまかにいえば基本的学制と特別学制の二元的構造であるが、より細かく見れば複線の要素をもっており、中学校以後の高等学校の段階から学校・教育の種類が多様化する分岐型の構造となっている。

2 学校教育制度の現況

学校教育制度における各段階の学校の現況は、次のとおりである。

(1) 就学前教育機関

- ・名称：幼稚園
- ・幼稚園数：公立 4,516カ所
私立 4,023カ所
- ・教員数：21,265名
- ・就園者数：5歳児 288,020名
(就園率 47.3%)

就学前教育（幼児教育）はまだ公教育化されていない。

(2) 初等教育機関

- ・名称：初等学校。これまで「国民学校」という名称であったが、1995年8月15日をもって、「初等学校」に改められた。
 - ・学校数：国立 17校
公立 5,694校
私立 76校
計 6,057校
 - ・学級数：111,833学級
 - ・生徒数：4,336,252名
 - ・一学級当たり生徒数：一学級当たりの生徒数の全国平均は38.7人であるが、48名以下の学級が86%を占め、49名以上を収容している学級は14%（15,633学級）となっている。
 - ・教員数：138,035名
 - ・教育課程：表1参照
 - ・担任方式：学級担任方式。なお、1991学年度から、高学年担当の教師の授業負担を軽減させ、教科教育の質を高めるために、教科担任方式が導入された。
 - ・進級方式：年齢主義（飛び級、留年制はない）
 - ・就学率・進学率：初等学校就学率 98.7%
中学校への進学率 99.9%
- 初等学校の義務教育は完全に定着したといえる。

(3) 前期中等教育機関

- ・名称：中学校
- ・就業年限：3年
- ・学校数：国立 9校
公立 1,881校
私立 700校
計 2,590校

男女生徒の編制別では、男子中学が21.2%、女子中学が21.2%、男女共学校が55.3%であり、共学校が全体の過半数を越えている。

- ・生徒数：2,410,871名
(男子51.5%、女子48.5%)
- ・教員数：97,131名
(男51.5%、女48.5%)
- ・一学級当たりの生徒数：一学級当たりの生徒数の現況を見ると、51~70名の過密学級が51.1%を占めており、その人数の縮小が緊急の課題となってきた。
- 一学級当たりの生徒数の縮小は、まさに教育条件の改善を意味するが、問題は、学級内での教授・学習方法の実際である。教育の質を高めるための授業の改善が伴わないならば、縮小も無謀なことになるという点に留意しなければならない。

- ・教育課程：表2参照
- ・担任方式：教科担任制
- ・進級方式：飛び級制はないが、留年制はある。
- ・高等学校への進学率：98.2%
- ・中学校の義務教育化：1980年代に入って、中学校の義務教育化が決定され、1985年度から試行に移された。しかし、財政上の厳しさにより、その推進は大きな活気をもつに至らなかったのであるが、1991年から、島や僻地地域及び特殊学校において全学年に実施中である。

中学校義務教育を郡地域まで拡大実施するという基本方針が設定され、現在25.4%の義務教育が実施されるに至っている。

(4) 後期中等教育機関

- ・名称：高等学校
- ・修業年限：3年
- ・高等学校の種類別：一般高等学校
実業系高等学校
- ・学校数：一般系 1,039校
実業系 718校
- ・学級数：一般系 25,712学級
実業系 17,669学級

- 生徒数：一般系 1,237,182名
実業系 832,028名
- 教員数：一般系 56,040名
実業系 40,658名
- 教育課程：表3参照
- 担任方式：教科担任方式
- 進級方式：飛び級制はないが、留年制はある。
- 大学進学率： 49.3%
(18歳年齢層)

(5) 高等教育

- 名称：大学
- 大学の種別：専門大学
教育大学校
大学校
- 修業年限：専門大学 2～3年
大学校、教育大学校 4年
- 1) 専門大学
 - 学校数：国立 8校
私立 127校
計 135校
 - 学生数： 381,030名
 - 教員数：専任教員(A) 6,937名
兼任教員(B) 886名
非常勤講師(C) 3,122名
(1994年4月現在)
 - 確保率(法定定員数 18,899名)
 - A 36.7%
 - A+B 41.4%
 - A+B+C 57.9%
 - 学科数：工業系列 86学科
農業系列 13学科
水産・海洋系列 8学科
保健系列 17学科
看護系列 1学科
家政系列 20学科
芸能系列 46学科
体育系列 7学科
社会実務系列 71学科
計 269学科
 - 就業率： 82.8%
(1994年現在)

就業状況は1985年以降、4年制大学よりもよくなっている。

2) 教育大学校

- 学校数：国立 11校
 - 学生数： 18,291名
 - 教員数：法定定員数 766名
現員数 628名
確保率 82.0%
- 確保率は、専門大学や大学校などと比べて相当高い方である。

• 卒業後の進路：教育大学校・師範大学卒業者の教員への優先任用が、1990年10月の憲法裁判所判決により廃止されたことに伴い、1992年度卒業者からは公開選考を通じて任用が行われている。

3) 大学校

- 学校数：国立 25校
私立 102校
計 127校
 - 私立大学がほぼ80%を占めている。
 - 学生数：国立 267,000名
私立 825,500名
計 1,092,500名
 - 学生全体の75.6%が私立大学に在学している。
 - 教員数： 28,909名
- 教授確保率は、全体では80.3%であるが、私立は国立よりはるかに確保率は低い。

教授一人当たりの学生数は全体では27.1人であるが、国立の場合20.7人となっている。教授確保率も教授一人当たり学生数も、徐々に改善されてきてはいるが、教授一人当たりの学生数が15人内外である先進諸国の大学の水準にははるかに及ばないというのが実情である。

- 専攻学科数： 4,408学科
- 卒業後の進路：大学の教育課程を修了した学生は、卒業後就業するか、大学院に進学するかする。1980年の7.30教育改革措置以降、学生定員数が大幅に増加したことにより、大学卒業者が過多輩出されるようになり、卒業者の就業率は低調な方である。

3 現行学校教育制度についての論議

韓国の基本的学制をなす6-3-3-4制の単線型の学校教育制度は、米国、日本、台湾、エジプト、メキシコ等とともに、教育の機会を拡大し、均等化するのに大きな役割を果たしてきている。すなわち、韓国の学校教育は、量的な面では目を見張られるほどの発展を遂げ、国際的水準にも遅れていないと思われる。

しかし、質的な面では学校教育に対する投資が足りな

ために、成長発達が遅れ、後進国の水準に留まっている。今後、学校教育の質的な成長発達を促進するためには、韓国の社会的風土に合った学制の改革と効率的な学校教育の運営が模索され、実現されなければならないであろう。

Ⅲ 教員養成制度

1 教員養成の意義と課題

教師は教育活動を直接担う存在であり、その教師がどのような能力を備えているかという問題は、教育全般において最も重視されるべき事柄の一つである。なぜならば、教師が備えている能力は、まさに良い教育を実現するうえで最も直接的な変数になるからである。良い教育が行われるには、多くの条件の備えが必要であり、その中で最も重要なのは、教師の教育力だといえる。教師の教育力は、指導する教科に対する優れた理解、教育方法における高い水準、高い見識と適用技術、学生に対する愛情と人間の特性についての正しい認識、そして徹底した教育実践意志と倫理意識、などといった多くの要素を漏れなくかつ均衡的に備えることによって確保することができるものである。

教師のこのような教育力は、ある瞬間の努力や契機によって確保されるのではない。それは、数多くの努力と経験を通じて蓄積され、修正されるのであって、円熟した教育力を備えるには多くの教育訓練と実践的経験が要求される。教職に入門する前の教育、入門後の色々な現職教育と教育現場経験、そして教師各自の個人的な人生経験までが、すべてより良い教育力を備える上で重要な要素となるのである。

しかし、教師が教職に入門する前に受ける教育、すなわち、教員養成教育がもつ意義は一層大きいのである。それは、教員養成教育の過程が、将来教師になろうとする者に、教育に対する最初の体系的経験を提供することによって、教師としての認識と実践の基礎を提供するものであるからである。教職に入門した後も、教育に必要な知識や技術を新たに補完し、教育を見る目も修正されるのも事実であるが、そうだからといって、入門前の教育の意義が少しも損なわれるものではない。教師が教職入門前の養成段階で受けた教育は、彼らが教師として備えなければならない知識、技術、態度に関する初期的経験になることによって、彼らの教育力の基本的な枠組みを形成することとなり、教職生涯にわたり持続的に影響を及ぼすことになるのである。

教員養成教育がもつ意義がこのように重大だというな

らば、どの国家社会においても教員養成に対する慎重で錯誤のない接近が要求される。個別の教員養成機関において、高い適合性と質的優越性をもつ教育が行われ、優秀な教師を養成する効率性も確保されなければならない。

2 教員養成制度の変遷

(1) 初等学校教員の養成

初等学校教員の養成は、1895年に設立された漢城師範学校において最初に行われ、日帝時代には各地方の官立又は公立の師範学校において行われた。解放後、南韓にあった10の師範学校のうち、3校は中等教員養成機関に転換し、残りの7校が継続して初等教員養成機関として存続した。また師範学校は国立に移管され、1950年には18の国立師範学校が設置されるに至った。

しかし、この師範学校は、中等学校の課程であったことから、これを初級大学の水準に昇格させなければならないという主張が続いて起こり、これに応じて1961年「教育に関する臨時特例法」により、師範学校は、初級大学の水準の2年制の教育大学校として制度化された。1977年には、各道当たり1校を原則として、教育大学校は現在のように11校に整備されたのである。

師範学校の正規課程以外にも、師範学校の速成科・研修科、臨時初等教員養成所、補習教育制度等の非正規課程が存在していたが、これらは1970年代初めには事実上その機能を終えた。また、韓国放送通信大学も1972年に初等教育科を開設し、初等学校の教師を養成していたが、これは、1992年から新入生の募集を停止した。

教育大学校は、1980年の教育改革措置により4年制に改編され、初等学校の教員は、その基本的要件として学士学位を所持するようになった。

これら国立の教育大学校のほかにも、国立の韓国教員大学校や数はきわめて少ないが私立の大学において初等学校教員の養成が行われている。たとえば、韓国教員大学校では、1985年からその養成が行われており、私立の梨花女子大学校師範大学初等教育科においては1950年代から4年制課程での養成が行われている。

以上のような発展過程を経て、初等学校教師は、11の教育大学校と韓国教員大学校、梨花女子大学校で養成されるようになった。(表4)

(2) 中等学校教員の養成

中等学校の教員養成機関は日帝時代にはなかった。ただ、1927年から臨時中等教員養成所が専門学校に付設さ

れて運営されていた。

中等教員の養成は、1946年のソウル大学校師範大学の設立をもって始まった。次いで1946年に大邱師範大学、1948年に公州師範大学、1951年に梨花女子大学校師範大学、1954年に首都女子師範大学等が設立された。

これらの師範大学は、設立初期の頃は2年制であったが、すぐに4年制への改編の過程を経て、5・16革命政府の「特例法」により、中等学校教員養成課程はすべて4年制にすることが定着した。

1960年代後半からは、増加する中等教員の需要に対処するために、私立師範大学の大量の設置認可や、一般大学における教職課程の設置等の政策がとられたが、これは、中等教員の養成体制の開放化を加速する契機となった。

これらの正規の課程(表5)以外にも、中等教員養成所、臨時中等教員養成所、中等教員養成科、中等教員養成のための各種講習会などのような非正規課程も開設運営されている。

3 教員養成制度の現況

(1) 教員養成機関の基本類型

韓国の教員養成機関の類型を見ると、初等教員養成機関は目的型体制、中等教員養成機関は目的型と開放型のそれぞれの長所を生かした折衷型体制である。すなわち、初等学校教員の養成は、一般大学から分離・独立した特定目的大学である11校の国立教育大学校と、国立韓国教員大学校の初等教育科、私立の梨花女子大学校の初等教育科で行われている。このように初等学校教員の養成体制として目的型を選択したのは、初等学校教育が義務教育であるという特殊性を勘案して、初等学校教員の質的及び量的水準を国家の責任の下に管理する必要性によると考えられる。

一方、中等教員の養成は、教員養成目的大学である師範大学並びに一般大学の教育科、一般大学の教養課程、教育大学院等を同時に活用した折衷型体制の下に多様に行われている。全国で師範大学を設置している大学は、国立13校、私立28校の計41校である。また一般大学で教育科を設置しているのは、国立3校、公立1校、私立37校の計41校、そして教職科を設置している大学は、国・公立24校、私立78校の計102校である。これら一般大学の教職課程においては、当該教科ごとに定員の30%以内の範囲の人数だけが受講可能であり、卒業成績がB以上の者に制限的に教員資格が付与されている。

(2) 教育大学校の教育課程の構造と運営

教育大学校の教育課程(表6)は、教養課程と専攻課程に大別され、各課程には必須課程と選択課程が置かれている。教養課程は45学点(単位)を割り当てており、これは、全体の履修単位(151単位)の30%を占めている。教養課程の必須課程では、人文学、社会科学、自然科学及び体育の四領域が、その選択課程では、人文学、語文学、外国語、社会科学、自然科学及び芸術の六領域がそれぞれ設定されている。教養課程は、必須課程65%、選択課程35%の比率で構成されている。

専攻課程は、教育学教育、教科教育科・特別活動(芸・体能実技を含む)、深化課程、教育実習及び卒業論文の五領域で構成されている。

教育学教育は、計21単位を履修するようになっているが、そのうち必須課程として9科目17単位が、選択課程として2科目4単位が割り当てられている。

教科教育科・特別活動は、計59単位を履修するようになっているが、そのうち必須課程として11教科目と芸・体能実技3科目53単位を、選択科目として3教科目6単位が割り当てられている。

深化課程は、倫理教育、国語教育等の12教科目の中から一つの教科を定め、教科別に10科目以内21単位を履修するようになっている。

教育実習は4単位で、観察実習、授業実習及び実務実習の三つの実習課程に区分されている。実習期間は8週間である。

卒業論文は1単位である。

(3) 師範大学の教育課程の構造と運営

師範大学の卒業のための履修単位数は、一般大学と同様に140単位以上であり、大部分の私立師範大学はこれに準じているが、実際には大部分の師範大学が150単位以上で運営している。

師範大学の教育課程(表7)は、一般的に、教養科目、専攻科目・副専攻科目及び教職科目の三重構造となっている。

このような三重構造の中で、教養科目の編制は、一般大学の履修に関する規定を準用して全体の履修単位の30%(140単位中42単位以上)にしている。

次に教職科目についてその位置づけを基準にしてみると、各師範大学の教育課程は大きく三つの類型に分けられる。

一番目の類型は、教職科目が教養科目及び専攻科目から独立しているもので、これが最も一般的である。この類型に属する大学の中には、教養科目の中の「〇〇教育

論」とか「〇〇教材研究及び教授法」のような科目を専攻科目に含める大学もある。

二番目は、教職科目が教養科目に含まれる類型である。この類型においても、教職科目の中の「〇〇教育論」や「〇〇教材研究及び教授法」のような科目を専攻科目に含める大学もある。

三番目は、教職科目を専攻科目に含める類型である。この場合、教職科目の中の「教育学概論」のような基礎的な科目を教養科目に含める大学もある。

専攻科目は42単位以上、また副専攻科目は21単位以上を取得するよう規定されている。

なお、一般大学においても教師資格証を取得することは可能であり、そのような教師資格証の取得を希望する学生を対象として適用される教職課程の科目と最低履修単位数は表8のようである。

(4) 教員養成機関の入学者選抜制度

教員養成機関の入学者選抜制度は、概ね、一般大学と同一の方式で運営されている。ただ、1991年度から、教員養成機関において入学者を選抜する時に、選抜資料として、大学修学能力考試の成績及び高校からの内申書以外に、面接試験の成績と教職適性・人性検査の結果が各総点数の5～10%の範囲内で反映されるようになっていく。面接試験と教職適性・人性検査の評価の内容及び方法については、各大学において自律的に決定することとなっている。

(5) 新規教師任命制度

1990年度までは、国・公立学校の教師を新規に任命するとき、国立教育大学校及び師範大学の卒業者に優先任用権が与えられていた。しかし、1990年10月8日、憲法裁判所において、国立師範系大学卒業者の優先的任用は職業選択の自由と機会均等の原則を規定した憲法に違反する、という判決がなされたことに伴い、新規教師任用制度は大きな変化を迎えることとなった。すなわち、教師任用権者である各市・道教育監は、初・中等教師の任用に当たって、公開選考を実施するようになったのである。教師任用候補者選定のための競争試験は、第1次試験と第2次試験に区分して実施され、試験は、筆記試験、実技試験及び面接試験より成る。

4 教員養成制度の問題点

(1) 教員養成体制全体の問題点

韓国の教員養成機関は非常に多元化され、乱立してい

る。そのため、教師資格証取得者の中には任命されていない教師希望者が継続的に増加していながら、一方では一部教科の場合、資格証取得者の不足を特別資格体制で補うという、過多・過少現象が起きている。

(2) 初等教員養成体制の問題点

初等教員養成体制の問題点については、次の諸点があげられる。

- ① 初等学校教師は主に目的大学である教育大学校で閉鎖的に養成しているために、教育課程の運営が硬直化しており、従ってより幅広い人間型の教師が輩出するのに困難があるとの批判を受けている。そして、私立大学や一般の大学にも初等教員養成課程を設置しなければならないという要求が持続的に提起されている。
- ② 現在、初等学校に併設幼稚園が設置される、初等学校と中学校の併設学校が増加する、初等学校においても教科専門担当制が導入される、など教育現場の変化が著しいが、教育大学は、このような変化に対処しきれないという批判を受けている。
- ③ 初等学校教員の資質向上や教職の専門性の伸長、直前教育と現職教育との連携の強化等のために、教育大学に初等教育専攻の教育大学院を設立するよう要請がなされている。

(3) 中等学校教員養成体制の問題点

中等学校教員の養成体制については、次の問題点が指摘される。

- ① 師範大学体制では養成しにくい教科担当の教師の養成を目的として実施された一般大学の教職課程の設置運営が放漫になされ、現在、師範大学の教員養成機能が大きく圧迫されている。
- ② 師範大学の教職課程の編制と運営上の問題点は、
 - 1) 一般大学と区別できる、師範大学なりの特殊性が適切に反映されていない。
 - 2) 中等学校の教育課程との関連性が不足している。
 - 3) 師範大学の教育課程内の連携性・統合性が不足し互いに重複している。
 - 4) 教育実習が効率的に運営されていない。などである。
- ③ 師範大学の設立目的である、中学校教師の養成と高等学校教師の養成の中で、中等教師を養成するという責務が不実である。

5 教員養成制度の改善方案

上述の諸問題を踏まえた、教員養成制度の改善方策として、次の諸点をあげることができる。

(1) 教員養成制度改善のための基本的方向

- ① 専門的能力と資質を備えた教師を養成する方向
- ② 教員養成機関の責務を高める方向
- ③ 時代的・社会的変化に適切に応える方向
- ④ 教育の地域的に均衡のとれた発展に寄与する方向

(2) 初等学校教員養成制度の改善

- ① 初等学校教員の養成は、教師養成教育の質的水準の維持・向上と教員需要の調節の容易さ等といった目的型養成体制の長所を今後も生かしていくべく、現行のように教育大学校中心の体制を維持発展させる。
- ② 特殊教育に対する関心が高まり、初等学校内に特殊学級が増設されている現状に照らし、教育大学校においても希望者に初等特殊教員養成課程を追加履修させ、初等特殊教員資格を追加付与する。
- ③ 芸・体能教科専門担当教師を確保するために、教育大学校で新入生を募集するとき、音楽、美術及び体育を深化課程として選択する学生を別途募集・選考し、初等学校の一般教科の他に当該専門教科を専門的に指導しうる能力を備えさせるようにする。

(3) 中等学校教員養成制度の改善

- ① 師範大学と一般大学の教職課程とを併存させながら、師範大学が中等学校教員養成の主機能を担うようにする。一般大学の教職課程は、芸・体能系、第二外国語、実業系等の師範大学では養成しがたい科目や需要の少ない科目に限りて養成することとする。

② 師範大学の教育課程の領域を、従来の教養科目、専攻科目及び教職科目の三領域から、教養科目と専攻科目の二領域に区分することとし、専攻科目に従来の教職科目を含め、両者間の連携と統合性を強化する。

- ③ 教科教育科目を専攻必須とし、その履修単位を現在の2教科4単位以上から、3科目9単位以上に上向き調整する。
- ④ 副専攻、複数専攻を選択するように積極的に奨励する。
- ⑤ 師範大学の履修単位数を150単位以上の水準に上向き調整する。

(4) 初等・中等学校に共通関連制度の改善

- ① 教員養成機関において「教師資格検定委員会」を設置し、一定水準以上の能力と資格を備えた者にのみ教師資格を与えるようにし、それにより、卒業と資格とを分離することとする。
- ② 各地域における教師教育に関する政策樹立の合理性を図るために、市・道ごとに「教師教育協議会」を設置する。
- ③ 教育実習を強化するために、既存の体制を改め、最低6ヶ月以上の修習教師制を制度化する。
- ④ 長期的には、幼稚園・初等・中等教師養成体制を統合運営する方向を目指し、教員養成水準も大学の水準に高めなければならない。

付記：本稿は1995年9月4日の釜山教育大学校教授招請記念講演における黄義一教授の講演原稿を翻訳、監修したものである。

図1 韓国の現行学制

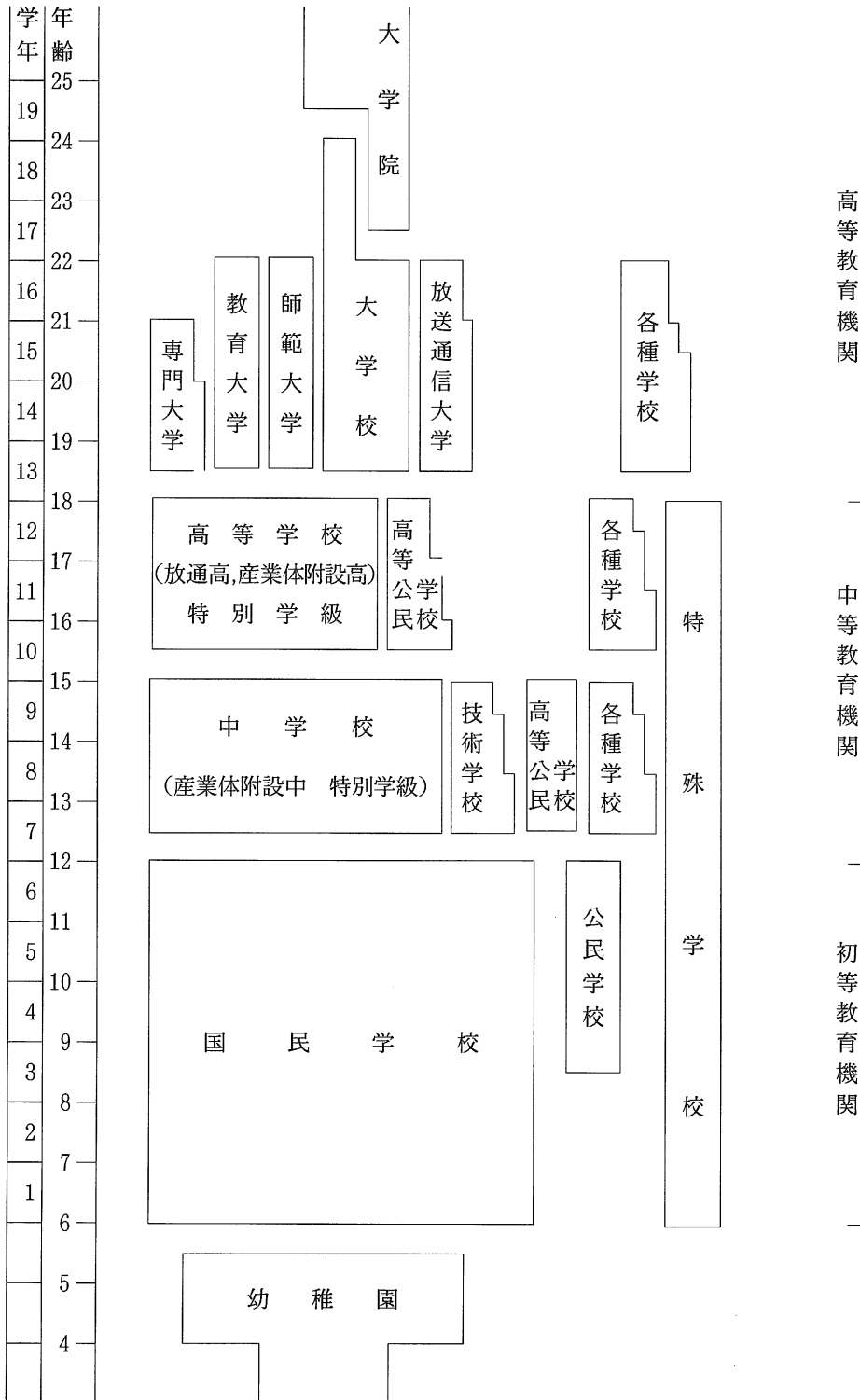


表1 初等学校の教育課程

学年		区分		1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年
教 科	道 徳	正しい生活		60	68	34	34	34	34
	国 語			210	238	238	204	204	204
	数 学			120	136	136	136	170	170
	社 会	賢い生活				102	102	136	136
	自 然			120	136	102	136	136	136
	体 育	楽しい生活				102	102	102	102
	音 楽					68	68	68	68
	美 術			180	238	68	68	68	68
	実 科			・	・	34	34	34	34
特 別 活 動				30	34	34	68	68	68
学 校 が 自 由 に 使 う 時 間				・	・	34	34	34	34
年 間 修 業 時 間 数				790 (70)	850	952	986	1,054	1,054

- ① この表の時間は34週を基準にした年間最少時間数である（1学年は30週にする。）。
- ② 1単位時間は40分を原則とする。
- ③ 1学年年間修業数790時間中70時間は初期学校適応活動（3月）に配当しなければならない。

表2 中学校の教育課程

学 年		区 分		1 学 年	2 学 年	3 学 年
必 須 教 科	道 徳			68	68	68
	国 語			136	170	170
	数 学			136	136	136
	社 会			102	136	136
	科 学			136	136	136
	体 育			102	102	102
	音 楽			68	34-68	34-68
	美 術			68	34-68	34-68
	家 政			68	34	34
	技 術 ・ 産 業			34	68	68
	英 語			136	136	136
		漢 文			34-68	34-68
	コ ン プ ュ ー タ					
	環 境					
	そ の 他					
特 別 活 動				34-68	34-68	34-68
年 間 修 業 時 間 数				1,156	1,156	1,156

- ① この表の時間数は34週を基準にした年間最少時間数である。
- ② 1単位時間は45分を原則としている。

表3 高等学校の教育課程

教科	共通必須科目	課程別必須科目	課程別選択科目
1. 倫理	倫理(6)		課程別必須科目で除外された教科目中から選択(8)
2. 国語	国語(10)	話法(4)、読書(4)、作文(4)、文法(4)、文学(8)	
3. 漢文		漢文Ⅰ(6)、漢文Ⅱ(4)	
4. 数学	共通数学(8)	数学Ⅰ(10)、数学Ⅱ(10)、実用数学(8)	
5. 社会	共通社会(8) 国史(6)	政治(4)、経済(4) 社会・文化(4)、世界史(6)、世界地理(6)	
6. 科学	共通科学(8)	物理Ⅰ(4)、物理Ⅱ(8)、化学Ⅰ(4)、化学Ⅱ(8) 生物Ⅰ(4)、生物Ⅱ(8) 地球科学Ⅰ(4)、地球科学Ⅱ(8)	
7. 体育	体育Ⅰ(8)	体育Ⅱ(6)	
8. 教錬		教錬(6)	
9. 音楽	音楽Ⅰ(4)	音楽Ⅱ(4)	
10. 美術	美術Ⅰ(4)	美術Ⅱ(4)	
11. 実業・家政		技術(8)、家政(8)、農業(6)、工業(6)、商業(6)、 水産業(6)、家事(6)、情報産業(6)、進路・職業(6)	
12. 外国語	共通英語(8)	英語Ⅰ(8)、英語Ⅱ(8)、英語読解(6)、 英語会話(6)、実務英語(6) ドイツ語Ⅰ(6)、ドイツ語Ⅱ(6) フランス語Ⅰ(6)、フランス語Ⅱ(6) スペイン語Ⅰ(6)、スペイン語Ⅱ(6) 中国語Ⅰ(6)、中国語Ⅱ(6) 日本語Ⅰ(6)、日本語Ⅱ(6) ロシア語Ⅰ(6)、ロシア語Ⅱ(6)	
13. 教養選択			哲学、論理学、心理学、 教育学、生活経済、宗教、 環境科学、その他の中から 選択(4)
履修単位	70	106	12
特別活動	学級活動(12) クラブ活動 団体活動(4)		

① 普通教育を主とする一般系高等学校は2学年から人文・社会課程、自然課程、作業課程及びその他必要な課程を置くことができる。ただし、職業課程としての変更は3学年でも可能である。

② ()のなかの数字は単位数で、1単位は毎週50分授業を基準とし、1学期(17週)の間履修する授業量をいう。

表4 初等学校教員養成機関現況

区分 課程別	設立 別	機 関 数	'94学年度編制学生定員					備 考
			1	2	3	4	計	
初等学校教員 養成課程	国立	12	5,140	4,460	4,060	4,060	17,720	
	私立	1	50	50	50	50	200	
	計	13	5,190	4,510	4,110	4,110	17,920	

表5 中等学校教員養成機関現況

区分 課程別	設立 別	機 関 数	'93学年度編制学生定員					備 考	
			1	2	3	4	計		
中 等 学 校 教 員 養 成 課 程	師範 大学	国立	13	3,720	3,335	3,335	3,325	13,715	()は師範大学と教育科が同 時に設置した大学数で外の 数に未包含
		私立	28	6,725	6,795	6,865	6,865	27,250	
		計	41	10,445	10,130	10,200	10,190	40,965	
	一般 大学の 教育科	国立	4(1)	305	215	215	235	970	
		私立	19(6)	1,830	1,875	1,875	1,885	7,465	
		計	23(7)	2,135	2,090	2,090	2,120	8,435	
	計	国立	17(1)	4,025	3,550	3,550	3,560	14,685	
		私立	47(6)	8,550	8,670	8,740	8,720	34,680	
		計	64(7)	12,575	12,220	12,290	12,280	49,365	
	教育 大学 院	国立	14				4,255	在学生の大部分が現職教員 なので資格付与は極少数で ある	
		私立	37				10,602		
	一般 大学の 教職課程	計	51				14,857		
国・公立		24	26,475	25,910	24,285	22,039	98,709		
私立		78	78,620	77,586	76,140	69,750	302,096		
計	102	105,095	103,496	100,425	91,789	400,805	教職課程履修人員は編制定 員の30%である		

表6 教育大学の教育課程

区 分		科 目 別	学 点			
教 養 課 程	必 須	人 文 学	国語は作文(3), 現代社会は倫理(3), 哲学概論(2), 英語Ⅰ(2), 英語Ⅱ(2)	12		
		社会 科学	韓国史(2), 世界文化史(2), 国際経済の理解(2)	6		
		自然 科学	自然の理解(3), 数学(2) 情報社会とコンピュータⅠ, Ⅱ(2)	7		
		体 育	健康とスポーツ(2)	2		
	選 択	人 文 学	韓国思想の理解(2), 論理学(2), 現代思潮(2), 宗教思想(2), 美学(2)から1科目	2		
		語 文 学	文学の理解(2), 言語の理解(2), 漢文(2), 正書法(2)から2科目	4		
		外 国 語	独逸語Ⅰ,Ⅱ(2), 仏語Ⅰ,Ⅱ(2), 日本語Ⅰ,Ⅱ(2), 中国語Ⅰ,Ⅱ(2)から1科目	2		
		社会 科学	政治学(2), 法学(2), 社会学(2), 地理学(2), 心理学(2), 文化人類学(2)から2科目	4		
		自然 科学	物理学(2), 化学(2), 生物学(2), 地球科学(2), 現代初等数学(2)から2科目	4		
		芸 術	音楽の理解(2), 美術の理解(2), 演劇の理解(2), 舞踊の理解(2)から1科目	2		
専 攻 課 程	教 育 学 教 育	必 須	教育学概論(3), 児童発達と学習②, 教育社会学(2), 教育課程と授業(2), 特殊児童の理解と指導(2), 生活指導と相談(2), 学校と学級経営(2), 教師論(2)	17		
		選 択	教育史(2), 社会教育(2), 幼児教育(2)から1科目 教育哲学(2), 教育研究及び統計(2), 教育工学(2), 教育評価(2)から1科目	4		
	教 科 教 育 科	必 須	道徳科教育Ⅰ(2), 道徳科教育Ⅱ(2) 国語科教育Ⅰ(2), 国語科教育Ⅱ(2) 数学科教育Ⅰ(2), 数学科教育Ⅱ(2) 科学科教育Ⅰ(2), 科学科教育Ⅱ(2) 体育科教育ⅠⅡ(2), 体育科教育Ⅲ(2) 音楽科教育ⅠⅡ(2), 音楽科教育Ⅲ(2) 美術科教育ⅠⅡ(2), 美術科教育Ⅲ(2) 実科教育ⅠⅡ(2), 実科教育Ⅲ(2) 統合教科運営(2), 特別活動運営(2) 体育実技Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ(3), 音楽実技Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ(3) 美術実技Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ(3)	53		
			特 別 活 動	選 択	英語指導(2), 教育とコンピュータ(2), 漢字指導(2), 家政・園芸及び実習(2)から1科目	6
					テニス(2), 水泳(2), 卓球(2), 野球(2), 合唱指導(2), 合奏(2), 国語(2), 創作(2), 絵画(2), 工作(2), おり紙(2), 書芸(2)から1科目	
	児童文学(2), 児童劇(2), 雄弁(2), 道徳と礼節(2), 実験観察(2), 天体観測(2), 自然と環境(2), 生活工作(2), 口演童話(2), レクリエーション活動(2), 心性開発(2)から1科目					
	教 育 実 習	参観実習(1)1週, 授業実習(2)5週, 実務実習(1)2週	4			
	卒 業 論 文	卒業論文(1)	1			
	深 化 課 程	倫理教育(1), 国語教育(1), 社会教育(1), 数学教育(1), 科学教育(1), 体育教育(1), 音楽教育(1), 美術教育(1), 実科教育(1), 初等教育(1), 幼児教育(1), 英語教育(1), から1科目	21			
	総 計		151			

表7 師範大学教育課程編成類型

教職科目 独立型

江 原 大：教養 (46) + 教職 (20)¹⁾ + 専攻 (63)²⁾ + 一般選択=150成 均 館 大：教養 (42) + 教職 (23)³⁾ + 専攻 (51) + 一般選択=140

教職科目 教養科目に包含型

釜 山 大：教養 (70-76)⁴⁾ + 専攻 (63-68) + 一般選択=150高 麗 大：教養 (50)⁵⁾ + 専攻 (63)⁶⁾ + 一般選択=140

教職科目 専攻科目に包含型

教 員 大：教養 (45) + 専攻 (92)⁷⁾ + 一般選択=150全 南 大：教養 (45)⁸⁾ + 専攻 (84)⁹⁾ + 一般選択=150

註：1) 系列基礎科目に命名。教職理論 (18) + 実習(2)

2) 教科教育 9学点 (単位) 包含

3) 教職理論 (17) + 教科教育(4) + 実習(2)

4) 教職科目を教養基礎必須科目に命名

教職理論 (17) + 教科教育(6) + 実習(4)

5) 教職科目を教養科目の中系列教養に命名

教職理論 (15) + 実習(2)

6) 教科教育 6学点包含

7) 専攻課程を教育学領域 (14) + 教科教育領域(9)

教科領域 (65) + 実習領域(4)に構成

8) 教育学概論(3)を大学必須教養科目に規定

9) 教職理論 (15) + 教科教育(4) + 実習(4)包含

表8 教職課程の科目及び最低履修学点

領 域	科 目	所要最低履修学点	
		大 学	専 門 大 学
教 職 理 論	教育学概論 教育哲学及び教育史 教育課程及び教育評価 教育方法及び教育工学 教育心理 教育社会 教育行政及び教育経営 その他教職理論に関する科目	14学点以上 (7科目以上)	10学点以上 (5科目以上)
教科教育 (養護教師及び司書教師 の教職課程の境遇を除外する)	教科教育論 教科教材研究に関する指導法 その他教科教育に関する科目	4学点以上 (2科目以上)	4学点以上 (2科目以上)
教育実習 (養護教師及び司書教師 の境遇には実務実習にする)	教育実習	2学点 (4週)	2学点 (4週)

資料：教員資格検定令施行規則第12条